

がん患者医療用補整具購入費助成 申請ハンドブック

柏崎市福祉保健部健康推進課
令和8年3月作成

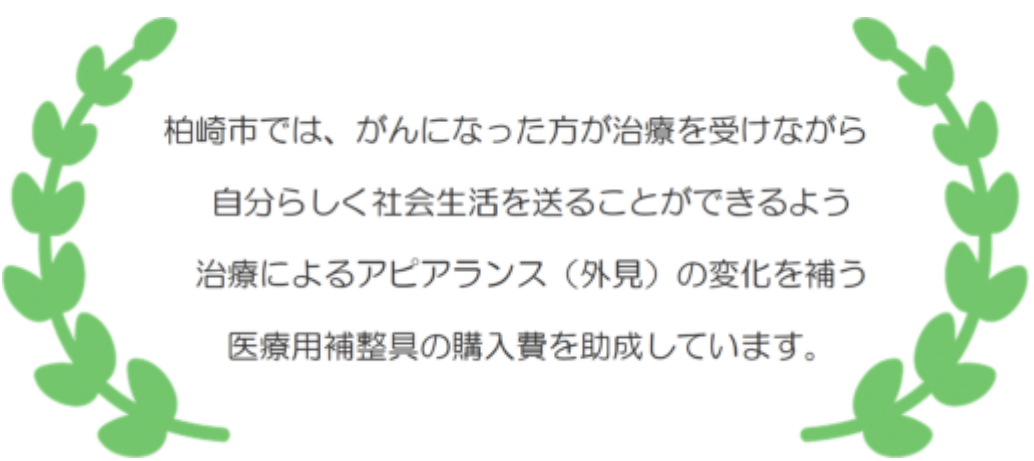


お問い合わせ先

柏崎市福祉保健部 健康推進課（元気館 2 階）

TEL：0257-20-4211（直通）

メール：kenko@city.kashiwazaki.lg.jp



柏崎市では、がんになった方が治療を受けながら
自分らしく社会生活を送ることができるよう
治療によるアピアランス（外見）の変化を補う
医療用補整具の購入費を助成しています。

制度について

助成の対象者 以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- ① 柏崎市に住民票があり、がんと診断され、
治療を受けた（これから受ける）
- ② がん治療による脱毛や乳房の切除に伴って、
補整具が必要、または必要となることが想定される
- ③ 国や他の自治体から同様の助成を受けていない

対象となる物品

・医療用ウィッグ

がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する
医療用のもの（毛付き帽子、医療用帽子及び装着時に
皮膚を保護するネットを含む）

・乳房補整具

次のいずれかの補整具

- (1)外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための
補正下着（下着とともに使用するパッドを含む。）
- (2)人工乳房（乳房再建手術等によって体内に埋め込まれ
たものを除く。）

対象外となるもの

- ・ケア用品（ブラシやシャンプー等）、付属品（パッドカバー
等）、購入のために要した交通費・送料・手数料等、購入時
に理美容室等で行うカットやカラー費用

助成金額

対象物品の購入金額^{※1}の2分の1^{※2}（上限2万円）
複数購入の合計額で申請ができます。

※1 購入に係る送料、代引手数料等は対象外です。

※2 千円未満の端数が出た場合は切り捨てます。

助成回数

対象者1人につき1回のみ

申請期間

対象物品を**購入した年度（4月～翌3月末）**の
3月31日まで
年度内での申請が難しいと思われるときは、購入前に
健康推進課（☎0257-20-4211）へご相談ください。

例：令和8年4月～令和9年3月に購入した場合、
令和9年3月31日が申請期限となります。



申請について

申請に必要な書類

以下の書類**すべて**が必要です。

どれが必要なのか、ご自身で判断がつかない場合は、
お手元の書類一式をお持ちください。

☒	必要書類	備 考
☐	がん患者医療用補整具 購入費助成請求書	健康推進課窓口、柏崎市ホームページ にあります。
☐	がんの治療により脱毛 や乳房を切除したこと を証明する書類の写し	<u>がんの病名とがんの治療（抗がん剤名 など）による脱毛や乳房の切除</u> が分かるもの。 例：病状説明書・診断書、治療計画 書、抗がん剤名・乳腺腫瘍手術が記載 された診療証明書など
☐	領収書の写し	補整具の種類（補整具名）、購入者 （申請者）氏名、購入日、購入費がす べて記載されていること。
☐	商品カタログなど	購入した補整具と、その金額が確認で きるもの
☐	振込先口座の通帳の写し	通帳アプリをご利用の方は、金融機 関・支店名・口座名義人が分かるよう 印刷して添付してください。

申請方法および申請先

申請書類を窓口または郵送によりご提出ください。

窓口

柏崎市元気館 2 階 健康推進課

受付時間：月～金（祝日を除く） 9：00～16：00

時間外は担当が不在のため、書類の内容確認や十分な説明ができません。

郵送

送付先

〒945-0061 新潟県柏崎市栄町 18 番 26 号

健康推進課 がん医療用補整具担当 宛

※元気館に届いた日が申請日になります。

申請から振込までの流れ

申請書提出

添付資料の追加等を防ぐため、可能な方は事前に
健康推進課（0257-20-4211）までご連絡ください。



書類審査



交付決定

交付決定通知を郵送します。



振込

申請日の翌月末に口座へ助成金を振り込みます。
その日が金融機関休業日にあたる場合は、
前営業日に振り込みます。

Q&A

• 診断書がないと申請できませんか？

診断書がなくても申請できます。書類が複数になっても構いません。詳細は 4 ページをご覧ください。また、以下のポイントを参考に書類をご用意ください。

👉 がんと診断され治療を受けること、その治療方法が分かること

👉 医療用ウィッグを購入された方は、化学療法による治療を受けること、投薬内容、その副作用として脱毛の可能性があること（脱毛についての記載がないときは、抗がん剤の種類が分かる記載があれば、健康推進課でお調べします）

👉 乳房の全摘術の方は、その記載があること

• カタログが手元にありませんが、どうしたらいいですか？

既製品の場合は、商品タグや外箱など、品番と金額が分かるものを添付してください。オーダーメイドの場合は、写真を撮り添付してください。

• 申請者本人が窓口に行かないと申請できませんか？

代理人による提出が可能です。また、郵送による提出も可能です。代理人が提出される場合は、あらかじめ申請者本人がもれなく記入した申請書をご提出ください。

• **一緒に購入した付属品は対象になりますか？**

同時購入することが多い付属品の例

- ウィッグのインナーネット→○
- 乳房補整具のパッド→○（パッドカバーは×）
- ウィッグ用ブラシ、シャンプー、トリートメント→×

消耗品的な性質のものは対象外となります。

これ以外の付属品についてはお問い合わせください。

• **数回に分けて補整具を数点購入しました。申請はどのようにしたらいいですか？**

同一年度内で申請期間内であれば、合算して申請してください。

その場合でも上限額は**合計金額の2分の1（上限2万円）**となります。医療用ウィッグと乳房補整具をあわせての申請も可能です。

助成回数は 1 回のみとなりますので、2 回に分けて申請することはできません。

• **WEB で購入したため、領収書が無い場合はどうすればいいですか？**

購入サイトによっては、注文履歴から領収書を発行できる場合があります。領収書の発行が難しい場合は、購入サイトの注文履歴とクレジット等の支払い履歴を照らし合わせて、商品が支払い済みであることが確認できるもの（スクリーンショットの印刷等）を提出してください。

ご不明な点は健康推進課までお問い合わせください。